

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和3年2月20日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和3年2月20日（土） 午前10時00分から 午前10時15分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 本館3階 302会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和3年2月20日(土)
午前10時00分から
午前10時15分まで
朝霞市役所 本館3階 302会議室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 朝霞市長選挙関係

- 議案第19号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- 議案第20号 選挙人名簿から抹消することについて
- 議案第21号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第22号 期日前投票所の投票立会人の選任について
- 議案第23号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第24号 投票所の投票立会人の選任について
- 議案第25号 事務従事者の委嘱について
- 議案第26号 選挙公報の様式を定めることについて
- 議案第27号 選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について

- 5 閉会

出席委員(4人)

委員	長	細田昭司
委員長	代理	加藤洋子
委員		曾根田晴美
委員		金子智恵子

事務局	選挙管理委員会事務局長	渡辺淳史
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐藤真

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 選挙管理委員会定例会 出席一覧表
- ・ 議案第19号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第20号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 議案第21号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第22号 期日前投票所の投票立会人の選任について
- ・ 議案第23号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第24号 投票所の投票立会人の選任について
- ・ 議案第25号 事務従事者の委嘱について
- ・ 議案第26号 選挙公報の様式を定めることについて
- ・ 議案第27号 選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について
- ・ 令和3年2月20日選挙時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 別紙

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。

明日21日は、朝霞市長選挙の告示日です。緊急事態宣言が再発令中ですが、選挙管理委員会として、緊張感を持って本選挙に臨みたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

それでは日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項の規定によりまして、曾根田委員、お願いいたします。

○曾根田委員

はい。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第19号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第20号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、日程4、議題でございます。

朝霞市長選挙関係でございます。「議案第19号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第20号 選挙人名簿から抹消することについて」は、関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第19号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における公職選挙法第22条第2項の規定により選挙人

名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和3年2月20日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、860人。女、807人。計、1,667人となります。

続きまして、議案第20号、選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和3年2月20日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、811人。女、735人。計、1,546人となります。

1枚おめくりいただきまして、今回の選挙人登録の概要について、御説明申し上げます。

まず、登録者ですが、令和2年9月2日から令和2年11月20日までに転入された方が対象となります。

年齢要件としましては、平成14年12月3日から平成15年3月1日までに生まれた方が対象となります。数字につきましては、先ほどの議案19号の数字となります。

続きまして、2番の選挙人名簿からの抹消についての内訳としまして、転出等が令和2年8月1日から令和2年10月19日までの方。それから死亡、令和2年12月2日から令和3年2月20日までの方が対象となりまして、数字は先ほどの議案第20号になります。

市内転居につきましては、令和3年1月25日までのデータで処理をさせていただいています。

裏面を御覧ください。今回の名簿登録者数ですが、第1投票区から23投票区までの数字、合計としまして、11万6,822人。こちらが今回の登録者ということになります。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第19号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第19号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第20号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第20号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第21号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第21号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

御説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第21号、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和3年2月20日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりください。上の段が朝霞市役所内の期日前投票所の管理者と職務代理の方。下段のところ、朝霞台出張所の投票管理者及び職務代理の方になります。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第21号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第22号 期日前投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

次に、「議案第22号 期日前投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第22号、期日前投票所の投票立会人の選任について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における期日前投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和3年2月20日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりください。別紙を付けてございまして、朝霞市役所内及び朝霞台出張所内の立会人の方になります。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第22号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第23号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に「議案第23号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第23号、投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和3年2月20日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりください。別紙を付けてございまして、当日の第一投票区から23投票区までの投票管理者及び職務代理を載せてございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第23号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第24号 投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

次に、「議案第24号 投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第24号、投票所の投票立会人の選任について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和3年2月20日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりください。第1投票区から裏面の第23投票区まで立会人の方を載せてございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第24号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第25号 事務従事者の委嘱について

○細田委員長

次に、「議案第25号 事務従事者の委嘱について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第25号、事務従事者の委嘱について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における事務従事者を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和3年2月20日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

別紙を御覧ください。以前、12月1日の委員会の際に委嘱いただいたのですが、一部変更がございましたので新たに委嘱をお願いするものでございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第25号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第26号 選挙公報の様式を定めることについて

○細田委員長

次に、「議案第26号 選挙公報の様式を定めることについて」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第26号、選挙公報の様式を定めることについて。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における朝霞市選挙公報発行規程第8条の規定に基づき選挙公報の様式を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和3年2月20日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりください。今回の選挙公報の案を付けてございます。こちら、候補者1、候補者2となっておりますが、こちらにつきましては明日の臨時会で順番が決まるものでございます。

裏面には、市長選挙の投票日の時間等載せて御案内してございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第26号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第27号 選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について

○細田委員長

次に、「議案第27号 選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第27号、選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和3年2月20日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

下に計算式を載せてございますが、今回の制限額は1,256万2,500円となります。

以上となります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第27号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、日程4は議題は全部終わりましたので、何か委員の方からございますか。

○金子委員

よろしいですか。

○細田委員長

はい、どうぞ。

○金子委員

投票管理者の脇に投票管理者の職務代行の代理というのが書いてあります。これは全て役所の方なのですか。

議案第21号の別紙と書いてありますけれども。

○細田委員長

期日前ですか。

○金子委員

はい、そうです。

職務代行者の方というのは、全て市役所の方ですか。

○細田委員長

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

こちら、市の職員が務めてございます。

○金子委員

分かりました。ありがとうございます。

○細田委員長

何かございますか。

よろしいですか。

事務局から何かございますか。

○事務局・佐藤係長

特にありません。

◎5 閉会

○細田委員長

特にないようでございますので、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

委員長

委員